

佐倉市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

さくらし



千葉県マスコットキャラクター

チーバくん

令和7年度

佐倉市通学路安全推進連絡協議会

1 プログラムの目的

平成24年、登下校中の児童生徒が、重大な交通事故に巻き込まれる事件が全国各地で発生しました。そこで、佐倉市教育委員会では、平成24年6月、通学路の危険箇所について市内小中学校へ調査を行い、その結果をもとに、7月及び8月に、緊急合同点検を実施するとともに、関係機関と連携し、必要な対策について協議を行っていくこととしました。

また、児童生徒の通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関との連携体制を構築し、平成26年に「佐倉市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

令和3年、八街市における痛ましい交通事故を受け、より一層の安全対策の強化を図りました。今後もプログラムに基づき、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図り、交通事故の防止に努めてまいります。

2 通学路安全推進連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進連絡協議会」を設置しました。本プログラムは、この協議会で検討し、策定しました。

- ・ 佐倉市教育委員会学務課
- ・ 佐倉市土木部道路建設課
- ・ 佐倉市土木部道路維持課
- ・ 千葉県印旛土木事務所
- ・ 国土交通省千葉国道事務所
- ・ 佐倉警察署交通課

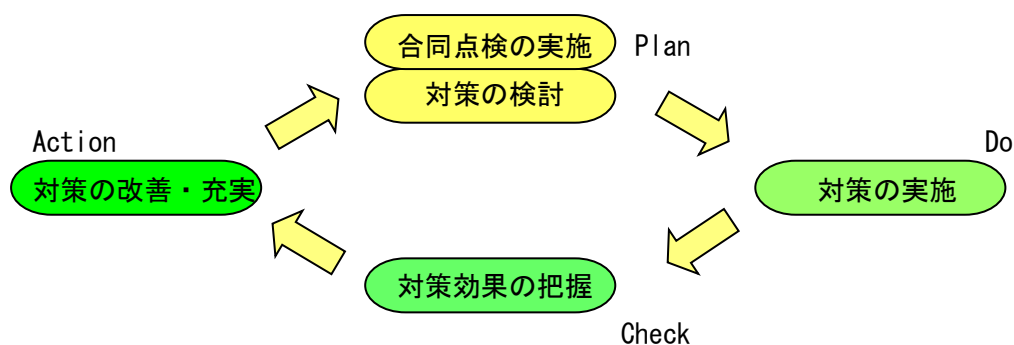
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策効果の把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を、PDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

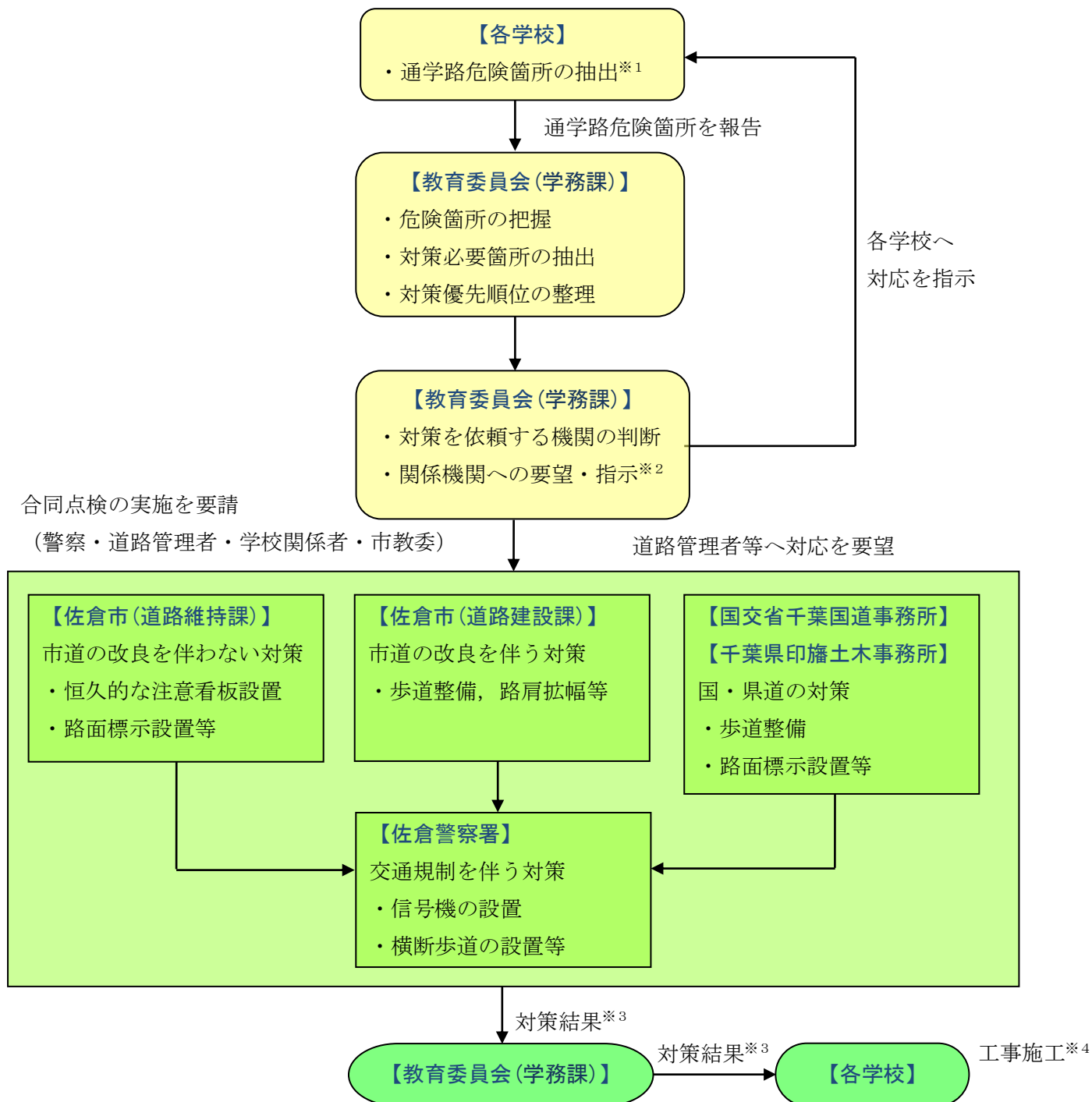
[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2)プログラムの実施

本プログラムは、次の手順及び分担で実施します。

[通学路交通安全プログラムの展開]



※¹ 各学校は、保護者やスクールガードボランティア等の学校関係諸団体の協力を得ながら通学路の危険箇所を抽出し、内容を所定の様式にまとめて報告する。道路管理者の改修工事決定の際には、通学路整備要望を提出する。

※² 教育委員会(学務課)は、対策の判断を行い、児童生徒の安全性と危険性を考慮して、対策優先順位を決定する。施設整備等の対応については、道路管理者等へ要望し、それ以外については、各学校に指示する。

※³ 教育委員会(学務課)は、道路管理者等に対策結果を確認し、各学校に報告する。

※⁴ 道路管理者は、工事施工前に工事工程と施工内容を、教育委員会を通じて学校に連絡する。

（３）定期的な合同点検

市内小学校は、日常の点検とは別に、３年に１回（次回は、令和９年度）、保護者やスクールガードボランティア等の学校関係諸団体の協力を得ながら、通学路の危険箇所を抽出し、その結果を所定の様式にまとめ、市教育委員会学務課に報告します。

市教育委員会学務課は、学校からの報告をもとに、対策必要箇所を抽出し、関係各課及び各機関と日程調整をしたうえで、連携して合同点検を実施します。（※ 中学校は、日常点検の中で対応します。）



【対策必要箇所】

（４）対策の検討

合同点検の結果から明らかになった、個々の対策必要箇所について、状況に応じた具体的な対策案を、学校からの対策要望等も考慮しながら、関係各課・各機関と協議して、作成します。

- 歩道整備・路面標示の再塗装や、防護柵・注意看板設置のようなハード対策
- 交通規制や交通安全教育、登下校時の見守り活動のようなソフト対策 など

（５）対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

（６）対策効果の把握

対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果があったか、また、児童が安全になったと感じているのか等を確認するため、市教育委員会学務課、小学校、関係各課は現地調査などを行います。



【対策実施後】

（７）対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果をふまえて、対策内容の改善・充実を図ります。

４ 対策一覧の公表

対策については、関係者間で認識を共有するために、一覧表を作成し、市ホームページで公表します。